

建設業者監督処分情報

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	(株)武井造園	代表者氏名	武井 基次
主たる営業所の所在地	三島市松本 396-1		
許可番号	静岡県知事許可（般－28） 第 19290 号	許可を受けている 建設業の種類	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 造園工事業

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 4 年 2 月 2 日	処分を行った者	静岡県知事
根拠法令	建設業法第 29 条の 2 第 1 項		
処分の内容 建設業法第 29 条の 2 第 1 項の規定に基づく許可の取消し (土木工事業、とび・土工工事業、石工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可)			
処分の原因となった事実		営業所等不確知 (株)武井造園の営業所の所在地を確知することができないため、令和 3 年 12 月 24 日付け静岡県公報第 273 号でその旨を公告したが、当該公告の日から 30 日を経過しても同社から申出がなかった。	
その他参考となる事項			